

令和元年度第5期第3回東大阪市文化芸術審議会

開催日時 : 令和元年6月28日(金) 10:00～11:40

場 所 : 東大阪市役所本庁舎22階 会議室

<会議の成立確認>

○会長

それでは事務局から案件の説明をしていただいた後、委員の皆様にご意見をお伺いさせていただきます。案件の後は、各種の報告をしていただきます。それでは早速案件1の御説明をお願いいたします。

(案件1) 市民意識調査アンケート案について

○事務局 <配布資料確認>

- ・資料1 東大阪市文化芸術に関する市民意識調査 調査計画(事前配布)
- ・資料2 東大阪市文化芸術に関する市民意識調査(事前配布)
- ・資料3 アンケート調査スケジュール
- ・資料4 文化創造館オープニングイヤーイベントスケジュール(案)

<市民意識調査アンケート案の説明>

文化政策ビジョンの改定に当たりまして、市民の皆さんの御意見をお聞きするため、市民意識調査を行うこととしました。前回2月に開催しました審議会ではアンケートの方向性について皆様から御意見をいただきました。本日の審議会ではアンケートの調査票案について御意見をいただきまして、7月から8月にかけて調査票の配付と回収を行います。11月末ごろに第4回審議会を開催しまして、この調査結果の報告をし、皆様に御意見をいただきながら素案の策定作業を進めていけたらと思っております。

来年の11月でこの第5期の任期が終了いたしますので、それまでに検討を重ねて新ビジョンを完成させていきたいと思っております。その後、パブリックコメントを経て、令和3年3月末に改定というような予定としております。

アンケート全体としては誰もが文化芸術に触れられること、人材育成や子どもを対象とした施策ということを意識しました。設問や選択肢の内容など、お気づきの点についてご意見をいただきますように、お願いいたします。

○会長

それでは、皆様のご意見賜りたいと思います。

○委員

前回の審議会でアンケートに関して幅広いご意見が委員の方々から出ていたように思いますが、それがどういうふうに反映されたのか補足説明をしていただくとありがたいかなと思ったのが、まず一つあります。

それから、問13以降からは具体的な政策に関する意見を求めているようですが、前半の鑑賞に関する質問などは、このように分類して物事を捉えている人が、今どれぐらいいるのかなというような感じがします。例えば問1では表の一番上の段「ジャンル・内容」のところで、「テレビ・ラジオなどの自宅での鑑賞を含みません」と書かれていますが、自宅でネット環境を活用して社会とつながっている人がものすごく増えてきているわけで、「ライブで鑑賞したか」ということを前提とするならそれを明確にしておかないと答えにくいと思います。

私はもう少し今の生活実態に合った聞き方をした方が、実態が探りやすいような気がしています。町に人を引っ張り出していくということは大事なことだとは思いますが、家の中である種の充足を得ている人たちがどのぐらいいるのかわかった方がいいかもしれません。それは全てネガティブに捉えるのではなくてそのような形もあっていいのではないかと思います。Y o u t u b e rのような人たちが子どもの望む職業として上位に上ってくるような状況の中で、文化芸術をど

う捉え直していくのかという過渡期にあるのではという気もします。こういう昔ながらの枠組みで聞くだけではない捉え方をしていけないのかなと思います。

活動に関する設問も一緒に、この前半で聞いている話と後半であり姿として聞いている話とのギャップがあり過ぎるのかなという気もしますので、もう少し後半につなぐ入り口となるように工夫できるのではないかと思います。

まず前回の議論をどのように反映されたかの補足をしていただけたらと思います。

○会長

はい。今のことについて回答をお願いします。

○事務局

前回の議論をどのように反映したかについてご説明します。問3「催し物の情報をどちらで入手されましたか」の設問ですが、前回の意見の中で子どもがいる世帯だったら、その子どもから情報入手することがあるとのことでしたので選択肢に「友人・知人・家族」というのを入れています。

また、市からの情報発信についての意見もありましたので、問9「文化芸術に関する市内の環境についての満足度」の中で「情報は入手しやすいですか」という項目を入れています。

文化施設の範囲について美術センターなどに限るのではなく、もう少し広い視野で見た方がいいのではないかというご意見もいただきました。文化に関するイベントをやっている施設はどこかというの見直し、問2の選択肢②「鑑賞した市内施設」の中にいわゆる文化施設といわれているもの以外にも、男女共同参画センターや大学、老人センターなどを入れています。

属性をお聞きする部分では家族構成によって、どういうふうに関わりをもっているのかも見ていきたいということでしたので、同居人数や小学生以下の

子どもの有無について記入欄を設けています。

○会長

ありがとうございます。今、委員からご指摘のあったテレビ、SNS どう扱うかは、後ほどもう一度議論した方がいいかと思います。次の委員、お願いします。

○委員

この会議に出るようになって、市民の意識、アンテナを張るようになりました。意識というのはちょっとしたことで本人の気がつかないところで刺激されて持つものもあれば、すごくアンテナを張っている方もありますし本当に個々だと思えます。

皆さんがどんなことを好きで、どんなことに興味を持っているかというのをアンケートで取るというのは、とても大変なことだと思います。国勢調査の手伝いをした時も協力してくださる方と全然協力してくださらない方がいらっしゃいました。今回のアンケートは郵送なので目標である3割返ってくるというなと感じました。

○会長

次の委員、どうぞ。

○委員

設問や選択肢がたくさんあって迷うと思います。僕らの年齢になるとなかなか面倒くさくなってきて、数が多いと書きにくいし、記述が必要なところはとぼしてしまいたくなります。だからうまく誘導する方法があるのかわかりませんが、その辺も考えた方がいいのではないかと思います。

それから文化創造館のオープニングイベントの資料がありますがこれらのイベントが有料か無料かもあればわかりやすいかなと思います。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

この調査される年代の方々には子どもの保護者もおられます。私たちも施設を使っていく、学校も変わっていくというような研修を受けています。

親子で何か活動されている方などの意見を聞くというようなこともできないのかなと感じました。

○会長

はい、わかりました。では、次の委員どうぞ。

○委員

冒頭のテレビ・SNSについての委員のご意見は非常に重要で、メディアの発達によって、特に若い人の文化の享受の仕方が変わってきています。

日本人のメディア接触に関する民間研究機関の実態調査によると、テレビとSNSに消費する時間が想像以上に長くなってきました。例えば、10代後半から20代の女性は、1日のメディア接触時間の大半がテレビとSNSであり、文化を享受するあり方が大分違うなと感じます。そういう実態への目配りが、文化事業にも必要ではないでしょうか。

もう1点、前回審議会で市民意識アンケート調査について社会調査的な視点も要るのではないかと言いましたが、問4「直接鑑賞しなかった理由は何ですか」の選択肢の中に「入場料が高い」というのがあります。これは非常に大事なことで「入場料が要るから行かない」とか、「入場料がちょっと高いな」などいろいろな理由があるでしょう。その背景としては、社会的格差の拡大、貧困、単身世帯の増加、といった問題があります。文化と経済に関する設問、例えば「あなたは1年間に文化にどれだけお金をかけていますか」というようなものも必要な気がします。

もう1点、問11「文化創造館のことをご存じですか」という設問は、これからの広報のあり方にも関わります。したがって、単純に、「知っている否か」だ

けでなく、例えば「名前は知っているが、中身は知らない」というような、もう少し丁寧な選択肢を設けられてはいかがでしょうか。

○会長

はい、ありがとうございます。次の委員、どうぞ。

○委員

まず先ほどもありましたとおり、最初にずらっと並んでいるものがいきなり難しいなと感じました。また問2の記入欄と選択肢のページが表裏になっていて裏の選択肢を見ながら表に番号を書くというのが、書きにくいし見にくいのでちょっと心折れてしまう感じがします。

問9「文化芸術に関する市内の環境についての満足度」の項目6以降の「文化芸術の創造活動」が何を指すのかわからないので例えばこういうことですよ、ということが一つあればいいのかなと感じました。

問19「お住まいの地域」で何丁目まで書く必要があるのかということは感じました。

先ほども意識の話がありましたが、私は障害のある方の施設で働いておりまして、皆さんもそうだと思いますが、障害のある方の施設になかなか行かれることはないかなと思います。最近、うちの施設には小学生が放課後によく来られるんですけども、地域に向けていろいろとイベントをやったりとか、小学校の授業の中で時間をいただいたりとか交流を持つようになりまして、気軽に来ていいんですよ、いつでも来てねと言うことによって足を運んでもらう機会が増えました。

そうすると何かイベントがあると子どもさんがご家族の方を連れて来てもらえることもあって、そういうのはすごく大事なことだなと。先ほどもありましたように子どもたちが意識を持ってというか、気軽に遊びにいけるように文化創造館も考えられたらいいのかなと聞きながら感じました。

○会長

ありがとうございます。それでは最後、副会長どうぞ。

○副会長

皆さんから非常に貴重な意見が出て、賛同する部分も多いです。まず、このアンケートの回答数は3分の1ぐらいを想定されていますが、答えやすいアンケートにすることはやっぱり大事だと思います。余りボリュームが多過ぎたり、わかりにくい内容や難しい言葉を使ったりするとそこで止まってしまうので皆さんがおっしゃったように幾つか改善の余地があるかなと思います。

問4や問7の選択肢に「関心がない」を入れるかについては、私自身の考えですが全く芸術文化に関心のない人はアンケートに回答しないので、必要ないと思っています。

もう一点、テレビやSNSでの観賞について指摘されたのは大事で、文化政策ビジョンに書かれている市民文化や都市文化は生の文化に触れるということが一番原点になっていると思いますが、現状は確かにおっしゃるとおりネットなりバーチャルを無視はできないなと思います。それでしか鑑賞していない人にとっては、今のアンケート案では無関心の方に回ってしまいますが、それは決して本当に無関心ということではないので、自分が専ら何で文化芸術に触れているかというあたりのところを答えやすく聞いた方がいいと思います。

また、テレビとパソコンは違うと思います。テレビは「マス」のコピー文化ですが、YouTubeなどは嗜好が非常にあられます。おそらくYouTubeで見ている人は逆にほとんどテレビを見ないと思います。今後の文化政策を考えていく上では無視できない課題になってくると思いますので、そういう設問を一つ入れたらどうかなというのがあります。

それから文化芸術といっても捉え方がいろいろあり、ある程度具体的なイメージがないと認識できないし把握もできないので、選択肢が多くなるというのはあ

りますが具体的なものを挙げていかざるを得ないなと私自身は思います。例えばカラオケも立派な文化活動だと思いますがこのジャンルのどこに入るのかなと思います。ポップスやクラシックのジャンルには入らないと思いますし、娯楽文化に入るのかなとも思いますので、このあたりに具体的に「カラオケ」と入れた方が答えやすいかなと思います。なかなか答える身になって考えると大変だとは思いますがけれども、分析する立場からすると、具体的な施設名を挙げてそれに対する反応を見ることも大事なので、特に東大阪市の芸術文化を考えていく上では必要かなと思います。

最後に、文化施策や文化行政を考える上で生の文化、ライブということがますます大事になってくるなと痛感しました。個人的にはインターネットが大きくなればなるほど、文化政策を考えていく上でなぜ行政としてライブを重視する必要があるのかという再確認はやっぱり必要かなという気がしました。

私自身がライブが非常に大事だと思う点が3つあります。一つはライブというのはそこで新しい情報が生まれるわけです。文化というのは創造ですから、その創造というのはそこに創造の場がないと新しい文化ができない。もちろん複製はできますが、最初に生まれる場所が要るということです。

二つ目は文化というのは孤独ではない。文化というのは交流です。生の人間の交流、あるいは一緒に同じ場で顔を見ながら鑑賞する共感です。

三つ目が生活を豊かにし、楽しくするという、その喜び、楽しみ、これもやっぱり非常に重要なことで、一緒に美術館やホールに行くことによって生まれる付随した価値があります。例えば鑑賞した後にお茶を飲みながらそれを再鑑賞するとか、あるいはその周辺のいろいろな楽しみが生文化にはあります。もちろんテレビやメディアでそれをさらに広げることは全然否定しないし、そこも見つめておく必要性があります。

なぜオリジナルとかライブとかが、文化芸術にとって大事なのかということは、

政策する原点として再認識するいい機会だなというふうに思いました。

○会長

ありがとうございます。一旦位置づけの整理を皆さんとしたいと思います。このアンケートはなぜするのかという基本に立ち返りますと、これは次の文化政策ビジョンの改訂版をつくるためのアンケートです。なので、現状はどうなっているか、何が補強されねばならないか、改正すべきはどこなのかということがわかるためにアンケートするわけであって、いわゆる総括的な世論調査みたいなものではありません。ある程度のターゲティングをしないといけない。ここまでの審議会での議論の中でかなり皆さんで問題意識を共有してきました。まず文化政策ビジョンのあり方が条例の精神も受けるけれど、都市の文化政策、産業活性化、観光振興、ラグビーのまちなどさまざまなシティープロモーションのために芸術文化を使うということは否定はしません。しかし、その論理で市民の文化環境とか文化的なアクセス権を議論するのはやめましょう、ということは確認したはずです。つまり市民の人権としての芸術へのアクセス権がきちんと保障されたまちをつくることを優先するわけであって、まず水平的な平等性ということを考えていこうと。金と暇と体力と家族に恵まれた人ばかりが楽しむような東大阪をつくるのはやめようという話をしました。

市民の文化的人権保障という点では、年齢、性別、障害の有無、家族構成、所得の高い低いというのは調べる必要があるので最後のページのフェイスシートが重要で、何が欠けているのか、どういうところを補強しなければいけないのかをチェックしていきたいということです。

それから都市文化政策の場合は、話題性に飛んで、集客力があって、関係人口も増やせるようなアイデアに満ち満ちた事業ということになるので、産業や観光とも連携しないとできません。文化国際課単独でここに重きを置いたビジョンにするには当審議会としても荷が重い。けれども、「こういう使い方もできます」

「こんなアイデアもあります」というぐらいのことは言わせてもらいましょうと、そういうことですので誤解のないようお願いしたいと思います。

それから今、副会長から一つの鍵を出していただいたと思います。最初の設問でどういうふうに自分がアートに触れていると思っているのだという認識を問い、オリジナルなものにどれだけ触れているのかまたは触れていないのか、その差があれば差の中に人々は文化的に誘導されている。あるいは何か思い込まされているのではないかと、SNSやマスメディアに誘導され過ぎていないかということも測れますよね。そうであるならば、それに対する抵抗力というか、解釈力を持つような教育あるいは体験がどこかで必要なのではないかと。先ほど委員からあったように学校との連携や乳幼児段階での体験などが非常に重要になってくるというふうに読めるのではないだろうか。基礎的な芸術教育をどこかで受けていないと誘導されてしまうという危機意識が今度のビジョンに出て来ればいいのではないかと私は思っています。

前回余り触れていなかったのですが、国のいわゆる法的な環境といいますと、改正された文化芸術基本法は社会包摂の思想に立っています。それはこの東大阪市としても踏まえないといけないのではないかと。さらに劇場・音楽堂法は新市民会館である文化創造館に係る法律ですけれども、本文で学校教育との連携をうたっています。大臣告示では、医療機関との連携、福祉機関との連携、地域コミュニティの活性化のためにということも言っていますので、「公立の劇場音楽堂は単なる演芸場ではないということ認識せよ」という方向に向かっているわけです。図書館、公民館、博物館などと同じように準社会教育施設としていくという国の姿勢はもう濃厚に出ています。なので、文化創造館はいわゆる都市活性化型の施設であるとともに、社会教育、社会福祉型施設であるという2本柱を出さないと交付税がもらいにくくなってくると思います。そのことも新ビジョンでバックアップしなければならないのではないかと。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、基本計画も策定されたこともこの新ビジョンでは反映せねばならないでしょう。あわせて今、水面下で児童の文化芸術活動促進法が制定されるかもしれない動きがあります。国内法整備の動きがありますので、それを自治体としてきちんと視野に入れている新ビジョンになる必要があるという点で、このアンケートで足りるか、ということです。

それでは、もう一度ご意見をお願いします。

○委員

先ほどのバーチャルの件に関しては、今会長がまとめていただいた方向でもう一回見直していただいた方がいいかなと思います。それをしていただくとしても特に私はこの問1と問6の一覧がどうしてもひっかかってしまいます。このように文化芸術を枠組みしてしまって、この先何が生まれるのかなという感じがしてしまうのです。これが本当にリアリティがあるのだろうかどうしても思えてしまって。例えば今、まち歩きの活動が盛んに行われますよね。それに伴う学習活動みたいなものも図書館などを拠点にしながら、活発になってきていると思います。そういうものが一体これのどこに入っていくのか。何か全てを分断してしまって、全体として一人の人が何をしたいと思っているのかが、逆にわからなくなっていってしまうような気がします。

また、「鑑賞」と「活動」の選択肢がたぶん分析のためにそろえておきたいという気持ちがおありなのだと思いますけど、全く同じというのも鑑賞したり活動したりしている人間からするとちょっと何か違和感があります。活動する人は、この舞踊がやりたいとか伝統芸能をやりたいとかいうこと以上に、社会に自分がどうコミットしていくかということを感じて、そこに芸術的な要素をうまく活用していくというような動き方をしている人たちがたくさん現れてきているわけです。それがこの分類の仕方だと、単にジャンル分けされた表現をしたい欲求の

ようにだけしか分類されていないわけです。そうすると、このアンケートで後半の施策につないでいく、このつなぎ目がうまく浮かび上がってこないのではないかと懸念を覚えてしまいます。

○会長

それは問15との関係ではどうでしょう。

○委員

そうなんです。問15のようなことを人々はたぶん求めて行ってるわけですね。そういう動きのようなものも把握しておく必要があるのではないだろうかという感じがします。

○会長

では例えば問6の後ろに問15みたいなものを持ってきて、イメージしてもらうというのもひとつの方法でしょうか。

○委員

そういうカバーの仕方もあるかもしれません。この入り方で行くと、文化芸術政策というのが個人の自己表現をただ満足させるということだけに向いているように見えかねないですね。社会にどう関わっていくのが重要なわけで、そういうことを調べようとしているのだということ、調査においてもある程度表現しないといけないのではないかなという気がするのです。

○会長

非常に大切なご指摘かと思いますが、解決法を今考えておりまして、問6は活動と鑑賞のその落差を測りたかったと思うのだけど、むしろ今おっしゃっているような問15をさらに加工していくというか。いわゆるアートを媒介として社会的に参画していく活動というのは、例えば図書館における子ども読書会活動、博物館、美術館におけるキュレーションのボランティア活動、あるいはそのギャラリーにおける誘導・案内、観光ボランティア活動、子どもに演奏を教える活動な

どがありますね。

○委員

そうですね。

○会長

そうするとかなり立体化しますよね。学校関係者としてどうですか。

○委員

やはり子どもたちが持っているものを広げるには経験とか体験しないとなかなか広がっていかない。学校行事と予定が合わなかったり施設や設備が整っていないかったり、本物のものを見る機会というのは本当に限られています。幼稚園などは自分自身もボランティアで行くこともありますけども、お誕生会のためにいろんな地域の方を招いて音楽会をやっています。問15は先ほどおっしゃられていたことを少し言葉を増やしていくことで、回答が増えていくのかなというふうに思いました。

○会長

ありがとうございます。では、これについてはもう一度設計しましょう。これは7月22日に発送予定ということで次回の審議会には間に合わないのので、私と副会長に一任してもらいましょう。問6についてご提起いただいた委員にも監修していただきます。

では、今の意見を総括します。いわゆる鑑賞する機会の提供等としては純粹客観的な調査はやっぱり必要であろうというので、この設問1に関してはこれでいいだろうと。

ただ、問2ではSNSやテレビ、ラジオでの鑑賞も入れておいてはどうか。むしろそっちでの鑑賞の方が圧倒的に多いのではないかということが見えた方がいいかもしれないという話をしました。問6については問1と同じジャンル分けて受けて立つ必然性はあるのだろうか。これは鑑賞と活動との落差を測ろうとして

いるけれども、活動の機会がどれぐらい保障されているのかを見るよりも、活動と関わってどう社会とコミットしようとしているのかというところまで見えた方がいいので、問15をもう少し深めて、掘り下げた方がいい答えが出そうだと思います。文化芸術基本法のカテゴリーも問1の鑑賞ではこだわってもいいですが、ここはこだわる必要はないと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次はご報告が幾つかあるようでございますので事務局からお願いします。

○事務局

報告事項が3つありまして、まず1つ目は市民美術センターの指定管理が平成27年から5年間ということでしたので、今年度末でその期間が終了いたします。指定管理施設については、市の方針は原則公募となっておりますけれども、現在検討の最終段階で来月に方針が決定する予定です。

続きまして2つ目は、以前より何度か審議会の中でも総合計画の話題が出ておりますので、現在の状況を簡単にご報告させていただきます。現在、基本構想について、総合計画の審議会や庁内で検討をしております。8月には素案ができて、秋ごろにはパブリックコメントを経て確定する予定となっております。基本構想は重点施策と基本施策の方針で構成されていまして、重点施策の方針は人口減少や少子化、超高齢化社会などの喫緊の課題に対応するため、特に力を入れて取り組む施策を分野横断的に取りまとめて示すものです。内容は「人が集まり活気あふれるまち」、「若者子育て世代に選ばれるまち」、「高齢者が元気に活躍できるまち」の3つが重点施策の方針となっております。基本施策の方針は行政として着実に取り組むべき施策を教育や健康、健康福祉、文化、防災などさまざまな分野ごとに整理し、その方向性を示すものとなります。

文化政策については人権文化部より意見を挙げますが、今の総合計画と同じく地域の文化資源を大切にし、誰もが文化に親しめるようなまちづくりを進めてい

くようなものになりたいと思っております。

基本構想の後は基本計画の策定に進みまして、文化政策ビジョンと同じ令和3年の4月から新総合計画がスタートするということです。

続きまして文化創造館のオープニングイヤーのイベントスケジュールについてご報告をいたします。

○文化創造館開設準備室

文化創造館の進捗ですが、今月建物の工事が完成し、外回り外構の工事、駐車場、芝生広場、道路の工事は7月末で工事が完成いたします。8月3日の竣工記念式典と9月1日のグランドオープンに向け、開館準備を行っております。

次に資料4文化創造館のオープニングイヤーのイベントスケジュール案ですが、先ほどご質問がありました無料コンサートは、この左肩の番号2番のピアノコンサート、9番のロビーコンサート、14番のロビーコンサート、15番のNHK公開放送、16番の自衛隊音楽隊のコンサート、17番の吹奏楽、市内中学校の吹奏楽部と近畿大学の吹奏学部のコラボした合同コンサート、19番の東大阪市民文化芸術祭、これらが無料コンサートとなっております。その他、5番のワークショップ、12番のワークショップにつきましては材料の実費負担程度の参加料ということを予定しております。子どもたちから高齢の方まで参加できる幅広いイベントを予定しております。報告は以上です。

○会長

新総合計画は新ビジョンときちんと合致するということでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

市民美術センターの指定管理者は東大阪市文化振興協会ですね。指定管理者制度の担当はどこですか。

○事務局

各施設の公募は所管課で行い、ルール管理は行財政改革室です。

○会長

では、行財政改革室へ伝えておいていただきたいことがあります。1つは指定管理者制度は、特定のいわゆる専門機能を持った施設と単純な反復供給サービスの施設では全く違うものであって、博物館、美術館、文化ホール、図書館等々は専門機能の外部調達と理解するべきだと私は思っています。それを単なるコストダウンの制度で使うのはもう邪道であるというのは最近の主流になっていまして、それをフィルタリングする、あるいはテストするというのは、選定のときの競争のみではないはずです。つまり中間モニタリングで中身の改善はできるわけで、随意指定は決して否定されていません。選定競争をして指定管理者を変えることで、逆に内部の人員の入れ替えや、人材が定着しないなどということによる人材の劣化が激しい。そのことに関する問題意識をお持ちかとお伝えいただきたい。せっかく市民の財産でつくった文化財団、あるいは公社公団の類というのは、単なる天下りの組織でもないはずで、いわゆる専門組織、専門的スキルのいわば培養器というか、そのための財産であると解釈する考え方もあるので、そろそろそのあたりの考え方を整理されたらどうかということです。

ある市の指定管理者選定基本方針は今言ったように単純な反復サービス供給施設と人的機能込みとでグラデーションをかけています。それから文化ホール等々における事業の発注区分も政策的指定事業と自主事業をきちんと分けました。行政側が具体的に政策的指定事業の内容を提案できない場合には、指定管理者側から提案型政策事業を出してくださいと言えるようにもなっています。

それから金額に対する配点については、単純反復サービス供給施設ならば30%までで、図書館、公民館、文化ホール等の機関型の施設については10%までと決めました。そういうことを一度検討していただいた方が私はいいかと思います。

ます。P F I の文化創造館を除いて指定管理施設の期間は大体 5 年かと思いますが、これはあくまでも僕の個人的見解にとどまりますけど、5 年で本当にいい人材が育つと思えないので、少しその辺のところを考える時期に来ているのではないですかというふうに申し上げておきたいと思います。

図書館の司書がパート司書なってしまった地域は、ほとんど優秀な図書館機能を失いつつあり、ただの貸し本屋になっています。博物館も同じで、ある県では多くの学芸員が近隣の県へ引き抜かれてしまったというのは有名な話です。

そういうことももう少し危機感を持って考えていただいた方がいいかなと思っていますので、お伝えいただきたい。

もし何かお気づきのことがございましたら、副会長どうぞ。

○副会長

指定管理は行政がしっかりと責任を持ってベースの文化政策ビジョンの中で一貫して活動していくと。これは美術センターだけでなく、それぞれの役割といますか、使命感というのはおっしゃるとおりで、他の指定管理施設でもやっていった方がいいです。

○事務局

美術センターのことで申し上げておきます。指定管理の方針については、先ほど申し上げたように来月正式に決定することになっていますが、会長、副会長からおっしゃられたように、今の指定管理でいいのか、5 年でいいのかというところについては議論がありました。

それと、もう一つは文化施設だけを見て指定管理をするのがいいのか、地域の活性化としてその地域にある施設をどう考え指定管理に出すのがいいのか、という視点での見直しが今なされています。

最終的な結論はまだ出ておりませんが、今までとは違う形の何らかの取り組みとなるだろうなという状況になっていますので、またご相談したり、ご意

見をいただいたりということになっていくのかなと思います。

もう1点が、いわゆる文化振興財団、本市で言うと東大阪市文化振興協会というものが、東大阪市の文化施策の中でどういう位置づけにならないといけないのか、どういう役割を担っていただくべきなのか、このあたりの見直しの時期に来ているのではないかなというのを、私自身感じています。審議会の委員の皆さんのご意見を聞かせていただく場をいただきたいと思いますので、そのご協力も合わせてお願いしたいと思っています。

○会長

今、事務局がおっしゃったことに対しては、一言で言ったら専門機能の外部調達、そして安定的に再生産できる装置に順化していくということが一番望ましいと私は思います。

東大阪の場合は皆さんよく頑張って専門機能を発揮するべく、順化しつつあると思うし、それをいかに民主的かつ透明にあるいは公正にガバナンスしていくかといえば、システムを透明化することでいいと私は思っています。だから中間モニタリングをきちんと行い、そのために評議委員会もきちんと機能していきますよということでもいいと私は思っています。

どうすればいい方向にいけるか諮問してください。皆さんで議論すれば筋の通った方向性が出ると思います。

他にご意見のある方がいらっしゃれば、どうぞ。

○委員

指定管理者制度ができたときから私は、「コスト重視になって、専門性が継続できなくなる」と言い続けてきました。契約期間が3年とか5年に限られ、しかもスタッフの雇用上の身分が不安定では専門的な人材が集まるはずがありません。図書館や博物館でもそうですが、今、あちこちで弊害が出てきて、見直しの機運が生まれてきたのはいいことだと思います。

先ほど事務局が市文化振興協会のことに触れられましたが、指定管理者制度に象徴される「官か民か」というような二者択一、民がなければ官直営だという単純なことではできないのが、文化行政など専門性の高い行政の性質だと考えます。平成20年3月に策定

された本市の文化政策ビジョンの中に「中間支援組織の設立」という項目があります。今こそ中間支援組織のあり方、機能を見直して、きちんとやっていくチャンスだと思うのです。指定管理や文化政策、中間支援組織のあり方をもう一度見直して、全国のモデルになるような取り組みをぜひやっていただきたい。

○会長

ありがとうございます。では本日はこれで終わりにいたします。

○事務局

それではアンケート調査につきましては、会長と副会長に一任いただき修正したいと思います。本日も長時間にわたりまして、ご議論いただきありがとうございました。次回審議会は11月末ごろを予定しておりますので、引き続き皆様の御力添えをお願いいたします。それでは、本日はありがとうございました。

—了—